主 文

本件再審の訴を却下する。

再審の訴訟費用は再審原告の負担とする。

理 由

再審原告の再審理由について。

再審原告の主張するところは、すべて、民訴四二〇条一項各号所定のいずれの事由にも当らないから、本件再審の訴は不適法であつて、却下を免れない。

よつて、訴訟費用は民訴九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七